



## 奈良先端科学技術大学院大学の電子図書館について（後編）

井上 敏宏

前回、学位論文や科研費成果報告書等、文書の電子化について紹介しましたので、今回は本学で試行中の e ラーニング関係の取り組みについて若干ふれたいと思います。

### 年度のはじめ・・・

まず、e ラーニングの前に今年度の学術情報課について。平成 17 年度春、当課では大幅な人事異動がありました。異動があったのは課長（もちろん 1 名）。課の総務、会計を所掌する管理系の係長。同じく管理系の係員 1 名。全学の事務情報システムを管理している情報基盤系の係長（4 月に欠員になり未だ空席）。同じく情報基盤系の主任 1 名。図書館の整理業務、閲覧業務を行う運用系の係長（元の私の席）。同じ運用系の係員 1 名。そして今の私の席、専門職員。私の横で、電子図書館を担当する係員 1 名。同じく電子図書館の入力作業をしてくれている派遣職員の方が 1 名。以上、総勢 13 名の課で実に 10 名が異動（私以外の 9 名は全員外へ）したのです。混乱するな、という方が無理な話で、当然 4 月 1 日は大混乱でした。実際、電子図書館を担当する専門職員（わたし）、係員、派遣職員は 3 人とも全く経験がなく、私がかろうじて前年度末に前任の専門職員と係員さんから受けた引き継ぎの際の少ない知識と、残された業務マニュアルのみが頼りです。頼りない事、この上ありませんでした。

### 年度みっかめ・・・

そんな状況であるにもかかわらず、年度が始まった三日目には情報科学研究科の先生から怒りの電話が入ります。「授業アーカイブはどうなっているの!？」。

確かに、「授業アーカイブ」というものの試行が始まるとは聞いていました。授業アーカイブとは大学内で行われている授業をビデオ撮影し、サーバに蓄積して公開しようというもの・・・云々。学生が授業の復習に利用できる。また自分が履修していない授業でも（他研究科であっても）視聴することができる。教員自身にとっても授業内容の向上につながられる、将来的には社会人学習にも役立てられる・・・云々。そんな謳い文句で平成 17 年度から情報科学研究科を対象に試行開始された事業。その程度は前年度から、この大学にいたのですから、わかっていました。

(次頁へ)

### [目次]

奈良先端科学技術大学院大学の電子図書館について（後編）	・・・	1
統京大図書館史こぼれ話 第一回	・・・	3

○ ご意見・ご要望、投稿は下記、電子メールまたは URL へお寄せください。

電子メール: [dtkk@rg7.so-net.ne.jp](mailto:dtkk@rg7.so-net.ne.jp) (大学図書館問題研究会京都支部)

URL: <http://www009.upp.so-net.ne.jp/dtkk/index.htm>

2つの収録方式が準備され、1つは教室に設置された固定カメラで自動的に一日中、授業を撮影します。これを編集ソフトで、1つの授業毎にファイルを切り分け蓄積する方式です。これを「半自動アーカイブ」と呼んでいます。

もう1つは作業要員として雇われた学生(TA:ティーチングアシスタント)がハンディカメラで授業を撮影し、教員が板書の代わりにプロジェクターで映写するMicrosoft社パワーポイントのスライドと撮影したビデオをドッキングさせ、ひとつの画面でスライドを見ながら、音声も聞けるという方式。これを「高品質アーカイブ」と呼んでいます。

前者はカメラが自動的に撮影するので、後々ゆっくり編集すれば良いわけですが、後者は学生さんを雇って授業中に撮影してもらい、編集作業もしてもらわないといけないので、どうしても事前に作業の説明が必要です。ところが、年度が始まったばかりの当時、そんな細かい段取りは、ほとんど認識しておらず、どういう作業をしてもらうか等まったくわかっていませんでした。と言うか、決まってもいなかったのです。

TAとして働くのは授業を担当する先生の研究室の学生さんですから、先生にしてみれば自分ところの学生達がTAとして雇われたのは良いが何をしたら良いかさっぱりわからない。また自分にも何の説明もない。怒りたくなるのも当然だったでしょう。しかし、怒られた方は、何をすれば良いのかさっぱりわからない。とにかく前任者や技術的なことで協力してくれている附属図書館研究開発室の先生に聞き倒し、暗くなってから、どうにかTAさん達のいる研究室へ走って行き、ものすごく中途半端な説明をしました。

こんな状態で始まった「授業アーカイブ」はそれから何かする度に、こんな事もしなきゃあ、あんな事も。何でこうなるの?・・・等など。つまり、転び、壁にぶち当たりながら、という感じで現在も進行しています。

#### 編集ソフトは

前述の「半自動アーカイブ」は、スケジュールされた時間になるとカメラが撮影をはじめ、撮影した映像はネットワークを経由して、一度Windowsマシンに蓄えられます。映像はすぐにMicrosoft社のWindows Media Playerで視聴できるストリーミング用のファイル(拡張子WMV)としてエンコードされます。各教室で午前1つ、午後1つのファイルになります。このままでは複数の授業が入っていますので、Adobe社のビデオ編集ソフトPremiereで授業毎にファイルを切り直します。収録時点ですでにネットワークを経由しているので軽量化するため、画質、音質ともに劣化していて、今作っているコンテンツは見づらい、聞きづらい・・・という代物です。

もう1つの「高品質アーカイブ」では、授業の撮影には自動カメラを使わず、ハンディカメラ(一般家庭用の中で最高品質レベルの機材)をTAの学生が教室に持ち込み、三脚にのせて撮影します。自動撮影のようにネットワークを経由しないので画質の劣化が少なく、これだけでも随分、見やすく、聞きやすいビデオです。さらに、この授業風景ビデオにパワーポイントのスライドを組み合わせてみます。これにはMicrosoft Producer for Microsoft Office PowerPoint 2003を用います。パワーポイント用のアドオンソフトで、Microsoft社のサイトから無料でダウンロードできます。

ビデオの質もよく、板書代わりのスライドが授業と同じように見られるので、とてもわかりやすいコンテンツになります。映像を含むので、出来上がったコンテンツを蓄積するサーバは、容量の大きなものが必要ですし、授業の現場に行き撮影してくる要員の人件費も必要なので、継続的に続ける事業にするのは大変な面がありますが、コンテンツ作成に関して言えば、ビデオカメラさえ用意すれば、編集ソフトは無料なので案外、安上がりです。図書館等で行う説明会、講習会を撮影し、説明用のスライドとドッキングさせれば、結構わかりやすい資料に仕上がるかもしれません。

#### 著作権関係の仕事

ところで、一応名前だけでも著作権・データベース構築担当の専門職員ですから、著作権関係のお話もひとつ。大学において授業をアーカイブする、つまり複製を作成する場合、著作権者は誰になるのか。大学の授業だから法人著作となるのか。これが正解という確たる答えはないのですが、

どうも大学での授業の著作権は教員にありそうです。小、中学校等で行われる授業は文部科学省の指導要領があり、組織ぐるみで作った感があります。これに対して大学の授業内容は、ほとんどが教員独自の創意工夫で成り立っています。これを法人著作と言うには無理があり、ビデオ等に収録し、複製を作成するには、教員の許諾が必要になるでしょう、というのが今年一年、あちこちで著作権関係の講演、講座などを聞いてみて、現在のところ、行き着いている個人的な見解です。

あと、授業中に使用するスライドに「もしも」授業を行っている教員以外、第三者の著作物があった場合。ただ単に授業で学生に見せるだけであれば、第35条の「学校その他の教育機関における複製等」により問題にはなりません。しかし、これを複製物として残してしまったら……。第35条の適用は不可能になり、利用には許諾が必要になります。

ただ、もしこれが第32条第1項の「引用」にあたるのであれば、問題ないのかもしれないのですが、この点については今までに前例がなく、引用と出来るかどうかは不透明な状況のようです。

いのうえ としひろ (奈良先端科学技術大学院大学学術情報課専門職員)

### 続京大図書館史こぼれ話 第一回

## 京大草創期、図書館を巡って起った対立事件 その1

廣庭 基介

### 1：京大図書館の市民公開を目指す木下総長と島図書館長

私は、かつて雑誌『大学図書館研究』第37号(1991年3月)に「幻の市民公開計画—明治30年の京都帝大図書館—」と題する論文を発表したことがありました。まず、この論文の要旨を記しておきます。京大創設の前後に、初代総長木下広次が新聞記者などに向かって、「図書館は(中略)設立の暁には勿論公開を為すの見込にて、即ち学生の研究上に要する書籍の外は勿論誰人にも閲覧するの便利を与えんことは蓋し困難の事に非ずと思えり。元来図書館は人民の必要に迫られて設立するものに非ずして、之を設立して置いて何時にても其用に充てん覚悟なかるべからざるものなり。(中略) 我国の如き東京に唯一あるのみ。故に一時を調査せんとすれば、遠方の者と雖ども東京に出でざるべからず。不便も亦甚しと云ふべし。故に京都に之を開設して我国西部の必要に應ずべし。(後略)」と述べて、将来、京大に図書館が開設された暁には、京大図書館を、わが国西部に向けた第二の帝国図書館としての役割を兼ねさせる決意を『大阪毎日新聞』明治30年8月29日号に公表しました。

また、木下総長は「京都全体を大学化したいと思っている、すなわち、京大の図書館を誰にでも閲覧させるだけでなく、京都大学、第三高等学校、同志社、師範学校、中学校などと連合して、学術演説会を開くように計画し、すべての京都の教育機関を統一して、京都の故都たる所以の面目を發揮できるように努めるのだ」と雑誌『教育時論』の第451号(明治30年10月25日号)に発表していたのでした。

このように明治30年という、官尊民卑<sup>かみ</sup>でお上が絶大な権力を揮っていた時代に、正五位勲三等高等官一等貴族院議員、文部省専門学務局長から、京都帝国大学総長となったような人物が、自分の着任する帝国大学の図書館を、一般公衆に開放するなどという、極めて開明的な意見を、内外に公表したという事実に対して、当時の新聞や教育関係雑誌はこぞって歓迎の報道を掲げました。ずっと後になって、1961年に出版された『京都大学付(ママ)属図書館六十年史』でも上記の新聞記事などを引用して(同書3ページ)木下総長の図書館観を紹介し、総長の図書館理解が「本館に

とってまことに幸いであった」と称揚したものでした。

例えば、古い所では1899(明治32)年11月27日付けの『大阪朝日新聞』は、「京都大学の美挙二あり、以て伝へざるべからず。曰く図書館の公開、曰くレクチュアの公開是なり。二者未だ実施の運びに至らずと雖も、其計画既に熟し、前者は日ならずして蔭に行はれんとす。関西に一も図書館の設けなきは識者の夙に慨嘆せる所なり。京都大学附属図書館の公衆に観覧を許さるる暁には、其恵に浴する者豈唯個人のみと謂はんや。館は今や竣工して内部の装飾中なり。蔵書又好古学者をして垂涎せしむる珍書に乏しからず。殊に最近の學術書にして欧米諸国より輸入の途にあるもの更に多しと云ふ。古書は大抵内外人の寄付によるものなり。」と紹介しました。

木下総長のこのような考えを理解し、実行に移そうとして、島文次郎初代図書館長は在任期間の1900(明治33)年から1910(明治43)年まで、概算要求に、公衆閲覧室建設の費用を計上して提出していました。結局、この予算案は文部省に認められず、公衆閲覧室は作られませんでした。木下総長の開明的な意見が明治30年という時期、それは日清戦争と日露戦争の中間の時期ですが、そのような時期に、時代に先駆けた、突然変異のような素晴らしいものであった、と評価しない訳には行かないものでした。本誌の読者の皆さんも同じように思われるのではないのでしょうか？

ところが、ところがなのです。当時のお膝元の京大内部から木下総長、島館長に対する猛烈な批判が起こっていたのです。その批判を明らかにした二つの文書が残っているのです。一つは『京都帝国大学法科用図書取扱手続』の文言の中にあり、他の一つは京都大学文書館に所蔵されている「木下広次文書」の中の織田萬・井上密・仁保亀松・岡松参太郎・高根義人より総長に充てて提出された「要求書」の中にあつたのです。

私はこの『法科用図書取扱手続』の文言は、京大を退職する直前に知っていましたが、図書取扱手続などという純粋に図書業務の実務的な規程の中に、何故、このようなふさわしくない文言が述べられているのか、いろいろ推測を試みましたが、真相は分からず仕舞いでした。

京大退職後、私は、岡松参太郎元法科大学教授の、京大と満鉄の図書館経営について調査・研究している作新学院大学の黒浩司司書から、法科五教授の「要求書」のコピーを提供されて、ようやく木下総長を始め、総長のプレーンであり、理解者でもあつた島文次郎図書館長、森春吉書記官(現在の事務局長)、中澤岩太理工科大学長などが、決して好意的・全面的に認められていた訳ではなかったことを悟った次第です。

この紙面で『取扱手続』と『要求書』の全文を記す余裕はありませんから、二つの文書の中から、端的に図書館を批判している部分を摘記することに致します。

まず『法科用図書取扱手続』では、第1から第16までは省略して、第17から第23までの「第六補則」の中から摘記します。

17: 凡ソ京都帝国大学附属図書館ハ大学ノ附属図書館ニシテ帝国図書館ニ非ズ従テ此目的ニ反スル図書館ノ行動ニ対シテハ法科大学図書館主任ハ其都度之ヲ総長ニ抗告ス可シ総長ハ抗告ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ之ヲ裁決ス可シ

18: 法科大学カ法科大学用図書ニ付キ干涉スルハ一ニ其好意ニ出ヅルモノトス故ニ此手続ニ於テ法科大学図書館主任及図書掛ノ義務トシテ規程スルモノノ外ハ総テ図書館長ノ義務ニ属スルモノトス

図書館長ハ法科大学図書館掛ニ直接命令ヲ下スヲ得ス

法科大学ハ何時ニテモ請求ニ従ヒ其干涉ヲ止ム可シ

19・20: 略

21: 総テ図書館ニ貯蔵スル事務用札(廣庭注: 事務用カード)ハ此手続施行ト共ニ法科大学ニ引渡ス可シ但法科大学ハ其干涉ヲ止ムルト其二再ビ之ヲ図書館に引渡ス可シ

22・23: 略(以上)。

(次号につづく)

ひろにわ もとすけ(元京大図書館員)